

# 新宿区 附置義務自転車等駐輪場 整備の手引き

## 新宿区の自転車等駐輪場の附置義務制度について

新宿区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対して、自転車等駐輪場の設置を義務付ける制度(附置義務制度)を設けています。

## 指定区域(自転車等駐輪場を設置しなければならない区域)

都市計画法第8条第1項第1号に規定する、区内の「商業地域」、「近隣商業地域」、「第二種住居地域」、「準工業地域」の全域

## 対象となる施設の用途(指定用途)

①	遊技場
②	スーパーマーケット
③	スーパーマーケットを除く小売店
④	飲食店
⑤	銀行その他の金融機関
⑥	スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設
⑦	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設
⑧	事務所
⑨	共同住宅



「指定区域」内において、一定規模以上の「指定用途」の施設を新築または増築等する場合、規模に応じた自転車等駐輪場を「当該施設若しくはその敷地内」または「当該施設から250m以内」に設置しなければなりません。



# 指定用途ごとの自転車等駐輪場の規模

	施設の用途(指定用途)	施設の規模
①	遊技場 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うもの	床面積の合計が300㎡を超えるもの
②	スーパーマーケット ※主として日用品及び食品をセルフサービス方式により販売する小売店の営業を行うもの	床面積の合計が400㎡を超えるもの
③	スーパーマーケットを除く小売店	床面積の合計が400㎡を超えるもの
④	飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの
⑤	銀行その他の金融機関 ※銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び金融商品取引業の本店又は支店で、一般の利用者のための店舗部分を有するもの	床面積の合計が500㎡を超えるもの
⑥	スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設 ※ボーリング場、スケート場、水泳場その他トレーニング、ダンス等の用に供する施設(★)で一般の利用者を対象として営業するもの	床面積の合計が500㎡を超えるもの
⑦	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設 ※教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業するもの	床面積の合計が300㎡を超えるもの
⑧	事務所 ※①～⑦に掲げる施設及び官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設を除く施設であって事業を行うもの	床面積の合計が3000㎡を超えるもの
⑨	共同住宅 ※新宿ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例(平成15年新宿区条例第72号)第2条第2号に規定するワンルームマンション等を除く	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上のもの

## 備考

- ・この表により算定した自転車等駐輪場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。
- ・①～⑦の施設の用途については、従業員専用として設けられた部分並びに倉庫、便所、階段及び昇降機等の部分の面積は算入しません。
- ・⑧の施設については、倉庫、便所、階段及び昇降機等の部分の面積は算入しません。
- ・自転車等駐輪場の駐輪部分の面積は、駐輪台数1台につき1㎡以上とします。ただし、装置等を用いることにより効率的に利用することができる自転車等駐輪場は、この限りではありません。
- ・①～⑦の施設の用途については、2以上の指定用途に供する施設(混合用途施設)の場合、それぞれの用途では施設の規模が対象面積以下の場合でも、当該用途ごとに上記表の自転車等駐輪場の規模により算出した台数が20台以上の場合に届出の対象になります。
- ★自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第3項の公益的施設を除く

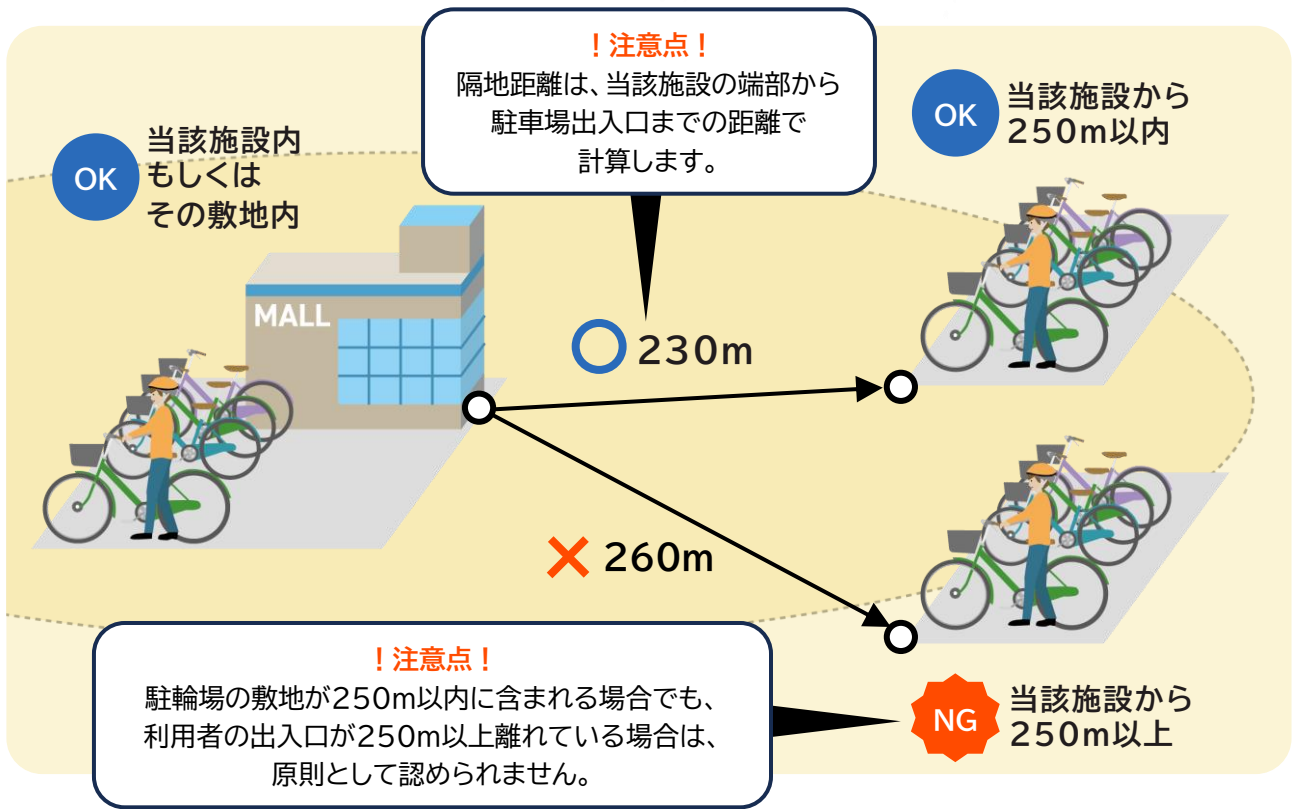


# 指定用途ごとの自転車等駐輪場の規模

自転車等駐輪場の規模	床面積及び専用面積算出の範囲等	適用開始日	
床面積70㎡ごとに1台 (大規模逓減なし)	遊戯室、景品交換所及びこれらに類するもの	令和8年4月1日	①
床面積20㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は60㎡ごとに1台) (5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台)	売場(飲食店の客席及び待合室を含む。)、売場の通路、ショーウィンドー、ショールーム、催事場、承り所及びこれらに類するもの		②
床面積100㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は300㎡ごとに1台) (5000㎡を超える部分は600㎡ごとに1台)			③
床面積40㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は120㎡ごとに1台) (5000㎡を超える部分は240㎡ごとに1台)			④
床面積40㎡ごとに1台 (大規模逓減なし)			銀行室、接客室、待合室、応接室、現金自動支払機設置室及びこれらに類するもの
床面積400㎡ごとに1台 (大規模逓減なし)	競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの		⑥
床面積15㎡ごとに1台 (600㎡を超える部分は300㎡ごとに1台)	教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの		⑦
床面積300㎡ごとに1台 (床面積3000㎡を超える部分は1000㎡ごとに1台)	一般事務室、個室、会議室、集会室及びこれらに類するもの	令和8年10月1日	⑧
一区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台	住戸の外壁及び界壁の中心線で囲まれた部分(住戸の外部に開口部を設けたメーターボックス、パイプスペース等の部分を除く)		⑨

## 自転車等駐輪場の設置場所

自転車等駐輪場は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から**250m以内**に設置しなければなりません。(共同住宅は、当該施設又はその敷地内とします)



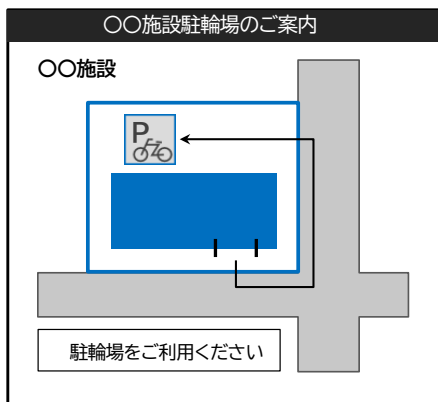
## 自転車等駐輪場の位置及び利用方法の表示

利用者が自転車等駐輪場を容易に利用することができるように、「①自転車等駐輪場の位置」と「②利用方法」を表示しなければなりません。(共同住宅を除きます)

### ①自転車等駐輪場の位置

自転車等駐輪場の位置及び自転車等駐輪場への経路を記載した表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置してください。

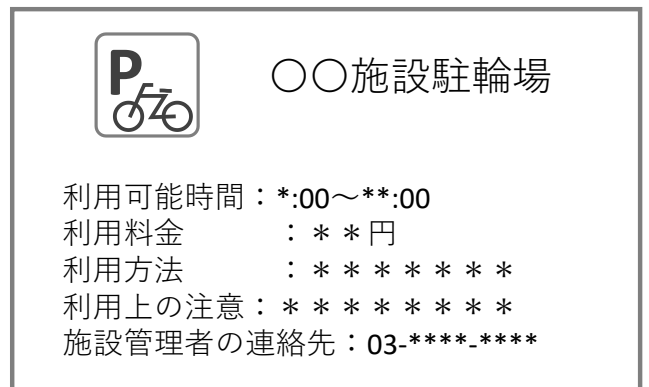
【イメージ】



### ②利用方法

自転車等駐輪場の所有者又は管理者の連絡先、供用時間、駐輪方法その他の利用方法を記載した表示板を駐輪場に設置してください。

【イメージ】





# 附置義務台数の基本的な算出例

## 例1 単独用途施設 (事務所、共同住宅以外の用途)

床面積	遊技場 700㎡
原単位	遊技場 70㎡/台
算定条件	新築

計算式

【遊技場】 【必要台数】

$$\begin{array}{l} \text{(床面積)} \\ \text{(原単位)} \end{array} \frac{700\text{㎡}}{70\text{㎡/台}} = 10\text{台}$$

## 例2 単独用途施設(事務所)

床面積	事務所 4500㎡
原単位	事務所 300㎡ 毎1台 3000㎡を超える部分1000㎡/台
算定条件	新築

計算式

【事務所】 【必要台数】

$$\begin{array}{l} \text{(床面積)} \\ \text{(原単位)} \end{array} \frac{3000\text{㎡}}{300\text{㎡}} + \frac{(4500-3000)\text{㎡}}{1000\text{㎡/台}} = 10\text{台} + 1.5\text{台} = 11\text{台}$$

1台未満の端数切捨て

## 例3 単独用途施設(共同住宅)

床面積	共同住宅 35戸 (内訳 30㎡以上の住戸30戸、30㎡未満の住戸5戸)
原単位	共同住宅 30㎡以上の住戸1戸/台
算定条件	新築

計算式

【共同住宅】 【必要台数】

$$\begin{array}{l} \text{(床面積)} \\ \text{(原単位)} \end{array} \frac{30\text{戸}}{1\text{戸/台}} = 30\text{台}$$

30㎡以上の住戸分が対象

## 例4 混合用途施設(事務所、共同住宅以外の用途部分)

※事務所、共同住宅が併設される場合は、事務所、共同住宅部分は混合用途の算定には含まず、単独用途として算定する

床面積	スーパーマーケット以外の小売店	7000㎡
	銀行	210㎡
	飲食店	310㎡
原単位	スーパーマーケット以外の小売店	100㎡/台 (大規模施設減免適用有り)
	銀行	40㎡/台
	飲食店	40㎡/台
算定条件	新築	

0㎡~1,500㎡ → 100㎡/台  
 1,500㎡~5,000㎡ → 300㎡/台  
 5,000㎡~ → 600㎡/台

【スーパーマーケット以外の小売店】

$$\begin{array}{l} \text{(床面積)} \\ \text{(原単位)} \end{array} \frac{1,500\text{㎡}}{100\text{㎡/台}} + \frac{3,500\text{㎡}}{300\text{㎡/台}} + \frac{2,000\text{㎡}}{600\text{㎡/台}} = 15\text{台} + 11.6\text{台} + 3.3\text{台} = 29.9\text{台} = 29\text{台}$$

1台未満の端数切捨て

【銀行】 【飲食店】

$$\begin{array}{l} \text{(床面積)} \\ \text{(原単位)} \end{array} \frac{210\text{㎡}}{40\text{㎡/台}} + \frac{310\text{㎡}}{40\text{㎡/台}} = 5.2\text{台} + 7.7\text{台} = 5\text{台} + 2\text{台} = 7\text{台}$$

用途ごとに1台未満の端数切捨て

【必要台数】 29台 + 5台 + 2台 = 36台 > 20台

# 自転車等駐輪場の規模の特例

自転車等駐輪場を設置する場合、次の表に示す「利便性向上を図るための施策」を実施した場合は、当該自転車駐輪場の規模を、**50%までの範囲で減ずる**ことができます。ただし、既に設置されている駐輪場の規模を削減することはできません。また、共同住宅はこの特例の対象外です。

## A 地上階への設置又は立体自動機械式駐輪場等の設置

削減割合  
**50%**

### 地上階への設置イメージ

道路や敷地内から直接出入できる「地上階」に駐輪場を設置する場合、**50%の規模の削減**が適用されます。

### 立体自動機械式駐輪場のイメージ

道路や敷地内から直接出入できる場所に、立体自動式駐輪場の入出庫口を設置する場合、**50%の規模の削減**が適用されます。

地上階に入出庫口がある場合。

地上階に駐輪場が整備されている場合。

自転車が収容される場所は地下でも上層階でもよい。

## B 上下階(2F・B1F)への設置

削減割合  
**25%**

2階もしくは地下1階の上下階に整備した場合、**25%の規模の削減**が適用されます。

駐輪場が2階もしくは地下1階に整備されている。(下図は2階の場合)

2階(もしくは地下階)までスロープ等でアクセスできる。

昇降施設は、自転車専用でなくてもよい。

## C エレベーターなど、自転車専用の昇降施設を設置

削減割合  
**25%**

地上階以外の駐輪場で自転車専用の昇降施設を設置する場合、**25%の規模の削減**が適用されます。

なお、昇降施設は自転車専用のもので、貨物運搬や一般も利用するなどの兼用を前提とした施設は、原則として認められません。

また、昇降施設の出入口は、地上階からアクセスできる場所に設置することを基本とします。

地上階以外の場合で、専用の昇降施設を設置。(図は屋上の場合)

地上階に昇降施設の出入口を設置

エレベーター等の昇降施設は、自転車専用の施設とします。貨物運搬利用や、一般との兼用は原則不可。

## D 有料の場合に、無料時間を設定した場合(最低1時間無料)

削減割合  
**25%**

多くの駐輪場利用者への対応を想定し、有料駐輪場の場合で、1時間以上の無料時間を設定した場合は、**25%規模の削減**が適用されます。

なお、全時間を無料とした場合は、対象になりません。

「有料」駐輪場で、「無料時間(1時間以上)」を設定



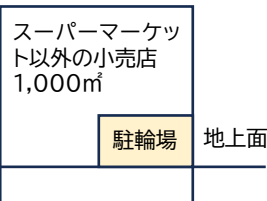
### 備考

- 複数の特例の要件を満たし、削減割合が50%を超える場合であっても、最大で50%までの削減割合となります。
- 共同住宅については、この特例の対象外です。

## 規模の特例を使用する場合の算定例

※共同住宅用途部分は、規模の特例の対象外

### 例5



床面積	スーパーマーケット以外の小売店	1,000㎡
原単位	スーパーマーケット以外の小売店	100㎡毎1台
算定条件	新築	
特例適用	A:地上面への設置(50%)	○
	D:無料時間の設定(25%)	○

### 地上に無料時間付有料駐輪場を設置

#### 計算式

STEP1  
特例適用前の基準台数

①基準台数 10台 (=1,000㎡÷100㎡/台)  
うち特例対象 10台 (地上面1箇所のみ)  
対象外 0台

STEP2  
特例による削減可能台数

A:地上面への設置(50%) (対象台数)10台×(割合)50% = 5台削減  
D:無料時間の設定(25%) (対象台数)10台×(割合)25% = 2.5台削減  
合計 7.5台削減 >

特例適用最大数  
(50%上限)  
**5台**

Step3  
特例を用いた場合の台数

①基準台数 10台  
②実削減数 -5台  
【最低必要台数】 5台

②実削減数 5台

特例を検討される方は、ご注意ください。

- 特例適用を受ける駐輪場の台数は、最初に設置する必要があります。(計算条件に必要なため)
- 削減可能な台数は「特例適用対象外の駐輪場」から削減していただきます。(※例5のように適用施設のみ場合は除きます)

例6

【特例】

地上・地下に複数の駐輪場を設置



地下60台分整備で、屋上は25台分の整備でよい。ただし、特例適用を受ける地下の台数は減らせません。

床面積	スーパーマーケット以外の小売店 3,000㎡
原単位	スーパーマーケット以外の小売店 20㎡/1台
算定条件	新築
特例適用	B:上下階への設置(50%) ○(地下階) C:専用昇降施設の設定(25%) ×(EVを共用とする場合)

計算式

STEP1 特例適用前の 基準台数	①基準台数	100台 (=1,500㎡÷20㎡/台+1,500㎡÷60㎡/台)
	うち特例対象	60台 (地下に設置)
	対象外	40台 (屋上に設置) ※対象外の台数は全体からの差分
STEP2 特例による 削減可能台数	B:地下面への設置(25%) (対象台数)60台×(割合)25%=15台削減	合計 15台削減 >
Step3 特例を用いた 場合の台数	①基準台数	100台
	②実削減数	-15台
		【最低必要台数】 85台

特例適用最大数 (50%上限) **30台**  
②実削減数 15台

その他の計算例

例7

指定区域内外にわたる場合



床面積	スーパーマーケット以外の小売店 (商業地域) 500㎡
	スーパーマーケット以外の小売店 (住居地域) 400㎡
原単位	スーパーマーケット以外の小売店 (商業地域) 100㎡/1台
	スーパーマーケット以外の小売店 (住居地域) 対象外
算定条件	新築

計算式

【スーパーマーケット以外の小売店(商業地域)】 【必要台数】

$$\frac{(床面積) \quad 500㎡}{(原単位) \quad 100㎡/台} = 5台$$

例8

「増築」の扱い

適用日の基本的な考え方 | 適用日以後に工事着手→増築後の施設を全て新築したものとみなし算定  
適用日以前に工事着手→増築後の部分にのみ適用して算定

適用日「以後」の場合

飲食店(増築) 150㎡	床面積	スーパーマーケット (増築)	150㎡
		スーパーマーケット (既存)	300㎡
飲食店(既存) 300㎡	原単位	スーパーマーケット (増築)	20㎡/1台
		スーパーマーケット (既存)	20㎡/1台
算定条件		増築	(全て新築として取扱)

適用日「以前」の場合

【スーパーマーケット(増築部分)】 【必要台数】

$$\frac{(床面積) \quad 150㎡}{(原単位) \quad 20㎡/台} = 7.5台 = 7台$$

※適用日以後に増築された部分のみ適用対象

# 申請手続きの流れ

申請者からの事前協議を経て設置(変更)届の提出後、概ね二週間程度で副本を返却します。  
ただし、書類の不備や訂正等がある場合は、返却までの期間が延長することがあります。  
※届出書類は2部(正副1部ずつ)提出してください。



※自転車等駐輪場の管理者・管理方法の届出と案内板の設置が義務づけられています。  
自転車等駐輪場の管理者が変更となった際も、管理方法の届出の提出が必要となります。

## 問合せ先



新宿区みどり土木部交通対策課自転車対策係

03(5273)4144

手続きの詳細については、  
以下の新宿区ホームページから確認をお願いいたします。

【新宿区ホームページ】

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index17\\_03.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index17_03.html)

